



22 高障発第 257 号  
平成 22 年 12 月 17 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
理事長 戸 莉 利 和



独立行政法人通則法の一部を改正する法律施行日前に行った財産の  
譲渡により生じた収入の額の国庫納付に係る認可申請について

平成 22 年 12 月 9 日厚生労働省発職高 1209 第 2 号により指定のあった、政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものの譲渡により生じた収入の額の国庫納付について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 37 号）附則第 3 条及び新法第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき、別紙 1 及び 2 のとおり申請いたします。

平成22年12月9日付け厚生労働省発職高1209第2号における指定財産  
①大阪府枚方市招提中町一丁目196番6の土地について

- 一 不要財産の内容  
職員用宿舎跡地
- 二 不要財産と認められる理由  
平成22年12月9日付け厚生労働省発職高1209第2号における指定による
- 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由  
二に同じ
- 四 当該不要財産の取得日及び申請の日における不要財産の帳簿価格  
取得日 平成15年10月1日  
帳簿価格 98,814,000円  
※ 当該財産は申請日においては存在しないため、売却時点での帳簿価格を記載する
- 五 譲渡によって得られた収入の額  
208,000,000円
- 六 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額  
1,516,500円  
内訳 役務 1,486,000円  
旅費 30,500円
- 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分等  
労働保険特別会計 政府出資金 98,814,000円
- 八 譲渡の方法  
一般競争入札
- 九 譲渡した時期  
平成18年3月15日
- 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期  
国庫納付に係る認可通知受理後に速やかに行う
- 十一 その他の必要な事項  
特になし

平成22年12月9日付け厚生労働省発職高1209第2号における指定  
②岡山県岡山市北区平田407番地の建物及び構築物について

一 不要財産の内容

旧事業資産跡施設

二 不要財産と認められる理由

平成22年12月9日付け厚生労働省発職高1209第2号における  
指定による

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

二に同じ

四 当該不要財産の取得日及び申請の日における不要財産の帳簿価格

取得日 平成15年10月1日

帳簿価格 2,181,124円

※ 当該財産は申請日においては存在しないため、売却時点での  
帳簿価格を記載する

五 譲渡によって得られた収入の額

2,415,000円

六 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

171,660円

内訳	役務	105,000円
	旅費	66,660円

七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分等

労働保険特別会計 政府出資金 2,683,000円

八 譲渡の方法

随意契約

九 譲渡した時期

平成21年11月13日

十 譲渡収入による国庫納付の予定時期

国庫納付に係る認可通知受理後に速やかに行う

十一 その他の必要な事項

特になし